

## 【事案Ⅱ-12】入院・通院共済金請求

- ・ 平成 23 年 8 月 3 日 裁定申立受理
- ・ 平成 24 年 1 月 6 日 裁定終了

### <事案の概要>

申立人が 2010 年 7 月 13 日発生のひき逃げ事故により 7 月 14 日～9 月 1 日までの 50 日間入院し請求したところ、被申立人は 23 日分を支払ったが、8 月 5 日にて約款で定めた「医師の認定により退院しても差し支えないとなった日」に該当するため残り 27 日分の交通事故入院共済金を支払わないことを不服として申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

- ① A 共済契約日額 5,000 円×27 日 = 135,000 円
- ② B 共済契約日額 10,000 円×27 日 = 270,000 円
- ③ C 共済契約日額 10,000 円×27 日 = 270,000 円

合計 675,000 円を申立人に支払えとの判断を求める。

申立人は 2010 年 7 月 13 日発生のひき逃げ事故により 7 月 14 日～9 月 1 日までの 50 日間病院に入院したが、申立人は担当医師に一度も退院をすすめられたことはないにもかかわらず 50 日間のうち 23 日分の入院共済金しか支払われなかったため、申し立てをする。

### <共済団体の主張>

被申立人は、医療調査の回答結果から、本傷病から派生する疼痛等に関する他覚的所見はなく、今回外傷（事故）との因果関係は不明と判断している。また、2010 年 8 月 5 日の回診時、主治医が一定の治療を経過した時点で、「今週位が、退院のメドとしてあとは外来治療にしましょう」と勧めており、この日を退院日（同約款等で定めた医師が退院してもさしつかえないと認定した場合）と判断した。

また、被申立人の顧問医師（整形外科）は、「本件交通事故の状況の場合、集中治療が必要な期間は 3 日前後であり、それ以降は回復の程度に応じて治療方針を決めていく。本患者の回復具合から買い物等で外出できたのであるから、2010 年 7 月 23 日を退院日とみなすのが妥当ではないか。」との見解である。

したがって、申立人の請求を棄却するとの判断を求める。

### <裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記理由により、申立金額の支払いを認めるとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 診療録の 8 月 5 日の記載欄の表現から、この記載内容が直ちに退院してもさしつかえないという内容の告知であるとはいえないうえ、同診療録の他の記載部分には、8 月 5 日以降も症状が変動している経過が記載され、「腰痛自制不可」

などの記載もあり、申立人の腰部の痛みが自制不可であることを示す記載が何回も登場し、これに対する治療が行われている。

- (2) これらのことからすると、申立人の腰部の痛みの治療のために、これ以前に引き続いて8月5日以降も治療が継続していたことになる。
- (3) よって、申立人の入院治療が必要な期間は入院日である2010年7月14日から退院日である同年9月1日迄と判断したので、被申立人は、この退院日までの入院共済金の支払いをすることが妥当である。